

【資料編】

Ⅲ 小・中学校における

医療的ケア実施のための参考資料

本資料の活用に当たって

- 本資料は、小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）が入学する際、市町村教育委員会がどのように受入体制を構築すればよいか問合せのあった内容について、Q&A形式でまとめています。

それぞれ、関連する参考資料等を紹介していますので、そちらを確認しながら、各市町村教育委員会において体制構築の参考にしていただければと思います。

- 本資料は、以下をもとに作成しています。

【法律】

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
（令和3年6月18日）



【文部科学省 通知等】

- ・ 障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）



- ・ 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～（令和3年6月）



- ・ 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）
（平成31年3月20日）



- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について
（通知）（令和3年9月17日）



- ・ 学校における医療的ケア実施対応マニュアル「看護師用」
（令和2年3月）



【青森県教育委員会 作成】

- ・ 障害のある子供の就学事務について（平成26年3月）



内 容

- 医療的ケアについて
- 教育委員会の取組について
- 小・中学校の体制構築について

○ 医療的ケアについて

Q1 「医療的ケア」とはどのようなものですか？

「医療的ケア」については、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）及び文部科学省において、以下のように定義及び整理されています。

【医療的ケア児支援法】

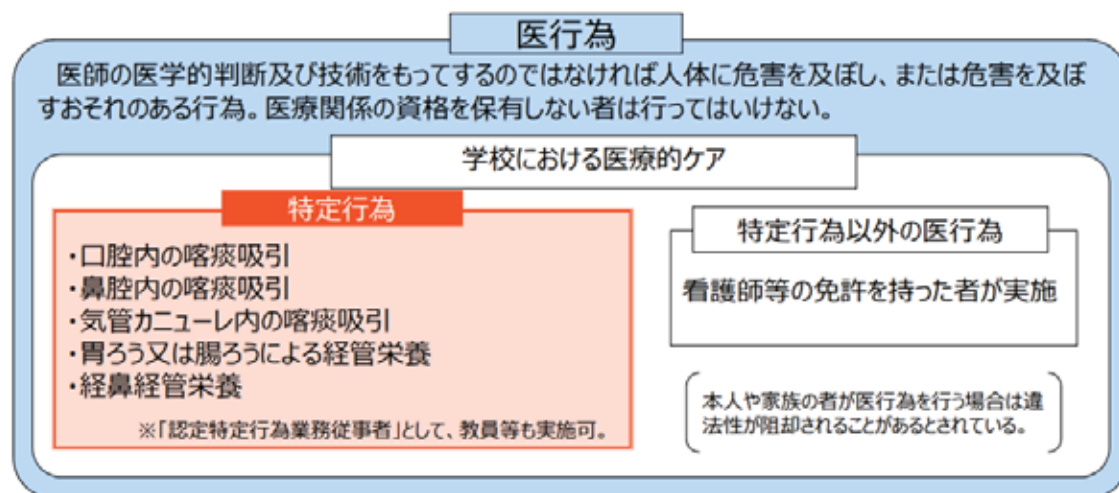
第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項 第一号において同じ。）に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。）をいう。

【小学校等における医療的ケア実施支援資料】（p.330）

2 医療的ケア

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。



Q2 どのような内容が「医療的ケア」になりますか？

医療的ケアの内容は様々ありますが、医療的ケア児支援法第2条で規定されているように、基本的には「医療行為」となります（Q1参照）。

「医療行為」に値するかどうかについては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年8月25日付け17国文科ス第30号文部科学省スポーツ・青少年局長初等中等教育局長通知）¹及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和5年1月26日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課通知）²を参考に、個別に判断する必要があります。

青森県の小・中学校においては、主に「たんの吸引」、「導尿」、「血糖値測定・インスリン注射」などを必要とする医療的ケア児が在籍しています。

「導尿」や「血糖値測定・インスリン注射」、その他、喘息等で使用される「ネブライザーによる薬液吸入」等については、医療機関で「自己管理ができる」といわれている場合は、本人が実施するため「医療的ケアが必要な児童生徒」の対象とはなりません。

入学当初は、自己管理が難しく、看護師等による実施が必要な場合でも、医療的ケア児の成長に伴い、一人で管理（自己管理）できるようになる場合もありますので、入学後も保護者との定期的な情報共有が大切となります。

学校における医療的ケアの主な種類



※本人が自己管理できる場合は、医療的ケアの対象とならないが、緊急時等について家庭や医療と連携しながら対応する必要がある。

¹ 文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596_00002.htm

² 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221202G0020.pdf>



Q3 医療的ケアは誰が行うのですか？

医療的ケアの実施者については、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(2021、文部科学省)において以下のように整理されています。

1 医師、看護師

医師は、自らの判断で医療的ケアを行うことができる。また、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）は医師の指示の下、医療的ケアを行うことができる。



2 介護福祉士、認定特定行為業務従事者

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実地研修を修了した介護福祉士は、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができる。

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた介護職員等（認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた教職員を含む。以下「認定を受けた介護職員等」という。）は、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができる。



3 医療的ケア児本人、保護者

自宅等において、医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを実施できるのは、当該行為の違法性が阻却(正当化)される場合の要件（目的の正当性、手段の相当性、法益衡量、法益侵害の相対的軽微性、必要性・緊急性）を満たすと考えられるためである。従って、医療的ケア児やその保護者が医療的ケアを行っているからといって、通常、学校で当該行為を教職員が実施の要件を満たさないまま同様に実施することはできない。



県立特別支援学校においては、県教育委員会が定めた研修を修了し、「認定特定行為業務従事者」として県知事に認定を受けた教職員も、医師の指示のもと、学校看護師と連携し、医療的ケアの一部を行っています。

なお、小・中学校については、同資料において「医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい。」とされています。

○ 教育委員会の取組について

Q4 医療的ケアの必要な児童が小学校への就学を希望しています。これから、体制を整えていくためには、どこに相談すればよいですか？

学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、医療的ケアの有無にかかわらず、児童生徒の安全の確保が保障されることが前提となります。

医療的ケア児の就学に当たっては、市町村教育委員会は、早期から一貫した支援を行うため関係部局等と連携し、保護者の理解と協力のもと、就学前の認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるよう体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげることが重要です。

「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（2019、文部科学省）において、「学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠であり、教育委員会や学校における検討や実施に当たっては、地域の医師会、看護団体、その他の医療関係者の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用すること。」とされています。

市町村によっては、地域に小児医療や在宅医療などを専門とする医療関係者が少ない場合もあるため、相談先に困った場合は、青森県小児在宅支援センター³を活用することができます。

相談方法については、青森県小児在宅支援センターへ直接電話等でお問合せください。

また、教育委員会におけるガイドライン等の作成等については、青森県教育委員会でも市町村教育委員会からの相談に応じています。

³ 青森県小児在宅支援センターでは、医療的ケア実施体制の整備や医療的ケア運営協議会等への参加、研修会等講師、医療機器や看護師等の手技などの相談に応じています。

メール zaitaku_shien1@med.pref.aomori.jp ☎ 017-752-9678（月～金 9:30～16:30）

〒030-8553 青森県青森市東造道2丁目1-3（青森県立中央病院 敷地内）

URL <https://aomori-kodomo.jp/>



Q5 小・中学校で医療的ケアを実施するためにはどのような準備が必要ですか？

小・中学校において医療的ケアを実施するためには、医療的ケア児が安全に医療的ケアを受けながら学習できる環境を整えることが大切です。

そのためには、市町村教育委員会による「実施体制の整備」と「総括的な管理体制の構築」が必要です。

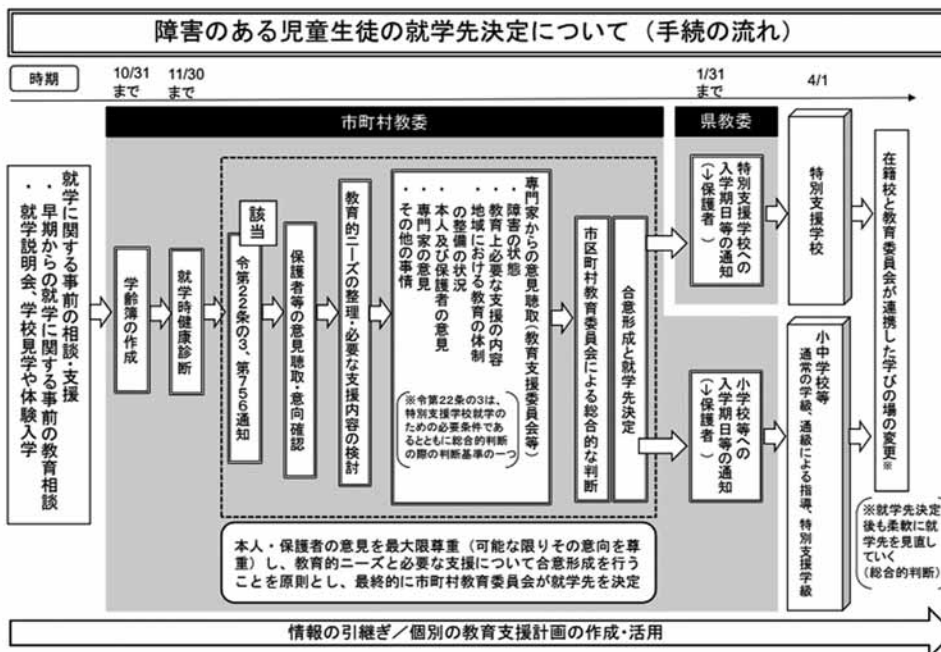
「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(2021、文部科学省) (p.332～) では、体制構築について、以下の5点を述べています。

- (1) 看護師等の配置
- (2) 医療的ケア運営協議会の設置等
- (3) 医療的ケアや在宅医療に知見のある医師の委嘱
- (4) 小学校等で医療的ケアに対応する看護師等の育成・研修
- (5) 早期からの支援

(1) は Q7、(2) は Q10、(3) は Q11、(5) は Q8 を参照してください。

(4) について、青森県教育委員会では、県立特別支援学校の学校看護師や養護教諭、医療的ケアに関わる教職員を対象とした研修を年に数回開催しています(本編 p.9~10 参照)。近年、小・中学校においても学校看護師等が配置されていることから、看護師等の専門性向上の機会とするため、令和2年度から、関係市町村教育委員会に研修案内を周知していますので、よろしければ御参加ください。また、青森県健康福祉部障害福祉課や青森県看護協会においても看護師等に対する研修が開催されています。

(5) については、看護師等の配置や学校における体制整備に時間を要することから、就学先決定前から計画的に進めることが大切です。文部科学省では、他県・他市町村等の取組⁴について公表していますので参考にしてください。



⁴ 文部科学省(2022)「学校における医療的ケア実施体制に関する取組事例集」

https://www.mext.go.jp/content/20220527-mxt_tokubetu01-000023012_10.pdf



Q6 医療的ケアガイドラインはどのような内容が入ればよいですか？

医療的ケアに係るガイドラインについては、記載する内容は特段定められていませんが、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（2019、文部科学省）では、留意事項として以下の3点を挙げています。

- ① ガイドライン等を定めるに当たっては、対応の在り方を画一的に定めるのではなく、校内の体制や医療的ケア児の実態を十分に把握した上で、各学校が個別に対応の在り方を検討することができるよう留意すること。
- ② 人工呼吸器の管理をはじめ、特定行為以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、主治医や教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医の助言を得つつ、個々の医療的ケア児の状態に応じて、その安全性を考慮しながら対応の在り方を検討することが重要であること。
- ③ ガイドライン等には、主治医や保護者等と学校との間で考えが異なる場合における合意形成プロセスや場の設定について、あらかじめ定めておくことも有効であること。

ガイドラインや実施要綱を定めている県内の市町村教育委員会においては、主に以下の内容について示されています。

市町村教育委員会が策定している医療的ケアガイドライン（例）	市町村教育委員会が策定している実施要綱（例）	青森県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱
はじめに 第1章 総則 1 目的 2 医療的ケアの範囲 3 実施体制 4 対象者 5 実施手続 第2章 実施に向けた役割 1 教育委員会の役割 2 学校の役割 3 訪問看護師の役割 4 主治医の役割 5 保護者の役割 第3章 関係機関の連携 1 学校における連携 2 医療機関との連携 3 保護者との連携 第4章 事故への対応 1 実施関係者の責任 2 事故への対応・検証	第1条 趣旨 第2条 医療的ケアの対象者 第3条 医療的ケアの内容 第4条 医療的ケアの実施者 第5条 医療的ケアの実施手続 第6条 医療的ケア安全委員会 第7条 個別マニュアルの作成 第8条 実施計画等の作成 第9条 看護師等の役割 第10条 保護者の責務 第11条 医療的ケアの終了 第12条 緊急体制 第13条 その他	第1条 趣旨 第2条 医療的ケアの実施校 第3条 医療的ケアの実施者 第4条 医療的ケアの内容 第5条 医療的ケアの対象者 第6条 医療的ケアの実施手続 第7条 主治医等の指示 第8条 緊急時の対応 第9条 研修 第10条 報告 第11条 医療的ケア運営協議会 第12条 その他 ※この他、第6条の詳細を「青森県立特別支援学校における医療的ケア実施要領」として定めている。

Q7 看護師はどのように確保すればよいですか？

小・中学校においては、「医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい。」とされています。(Q3参照)

県内の小・中学校では、看護師等による医療的ケアを実施する場合、主に市町村教育委員会が①看護師等を直接雇用する、又は②訪問看護ステーション等へ委託し、実施しています。

① 市町村教育委員会が直接雇用する場合は、以下の準備が考えられます。

- ・看護師等の雇用体制を位置付ける
- ・看護師等の雇用に係る費用の準備
- ・看護師等を募集し、採用する

看護師等の募集に当たっては、ハローワーク等を活用して求人するなどが考えられます。

また、青森県看護協会では、看護師資格を有する方の「無料職業紹介事業」を行っており、「青森県ナースセンター」⁵では、インターネット上で求人情報を登録できます。

② 医療機関等（訪問看護ステーション）へ委託する場合は、

- ・福祉課等と連携することで、地域の資源についての情報を得ることができます。
- ・看護師等の小・中学校における業務内容などを十分に検討し、その内容を契約書等に明確に定めるとともに、派遣される看護師等と教職員が十分な情報共有を行い、医療的ケアに対応できるよう配慮することが必要になります。

それぞれメリットがありますので、医療的ケア児の状態により、どちらが適切かを検討する必要があります。

	メリット	デメリット
直接雇用	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児が必要とするケア等に合わせて勤務時間等を定めることができる。・学校に常勤させることができる。	<ul style="list-style-type: none">・募集後、採用までの期間は不確定。・確保できなかった場合の代替案を検討しておく必要がある。
訪問看護ステーション等への委託	<ul style="list-style-type: none">・看護師等を直接採用することなく、安定して看護師等によるケアが実施できる。	<ul style="list-style-type: none">・派遣時間及び回数が決まっている。・不定期なケアには対応できない可能性がある。

特に、吸引（気管カニューレ及び口腔内・鼻腔内）が必要な医療的ケア児については、体調や季節によって吸引の回数等が変化する場合も考えられるため、事前に医療的ケアの内容等について保護者や主治医等から情報提供を受け、看護師等の配置を十分に検討する必要があります。

⁵ 青森県看護協会青森県ナースセンター <https://www.nurse-center.net/nccs/>



(参考)

看護師等の雇用に係る財政負担については、文部科学省の地方公共団体等における医療的ケア看護職員の配置に係る補助（教育体制整備事業補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を活用することができます。

Q8 教育支援委員会で就学先を判断するポイントはありますか？

医療的ケア児支援法では、第3条（基本理念）、第7条（学校の設置者の責務）、第10条（教育を行う体制の拡充等）において教育に関する内容が示されています。

就学先判断の留意事項については、文部科学省⁶において以下のように述べています。

障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的知見からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学の決定について、従前からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。

医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが求められていることから、医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。

市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につながること。

以上を踏まえ、市町村教育委員会においては、これまで行われてきた就学先に係る丁寧な保護者への説明や教育支援委員会等における適切な判断のための検討を継続しつつ、医療的ケア児支援法の基本理念にある医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切な教育の場の検討をすることが大切です。

特に、初めて医療的ケア児が小・中学校に入学する市町村教育委員会においては、学校における医療的ケアの実施に向けて、看護師等の雇用、学校の体制整備等について検討を含め時間を要するため、母子保健及び福祉部局との情報共有や早期からの就学に係る教育相談が大切です。

⁶ 文部科学省（2021）「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」

（参考）

令和3年度の県内小・中学校における医療的ケア児の在籍数は、文部科学省の調査によると13名となっている。

Q9 医療的ケアに必要な医療物品は、誰が準備すればよいのですか？

県立特別支援学校では、医療的ケア児が使用する医療的ケアに係る物品（特に消耗品等）は、主治医の指示により処方されたり、決められていたりするため、家庭から持参してもらっています。事前に保護者に説明しておくことが大切です。

その他、使用する物品については、対象児の医療的ケアの内容等によって個々に異なるため、検討が必要です。

また、医療的ケアに必要な物品の保管場所等についても、事前に校内で決めておく必要があります。特に、物品の衛生管理に注意することが大切です。

設備等の準備に当たって困った際には、青森県小児在宅支援センターを活用することで、設備や医療機器等の助言を得られます。

以下は、県立特別支援学校で用意している物品の例です。

医療的ケアの内容	保護者・本人が用意する物	学校（教育委員会）が用意する物
吸引	<ul style="list-style-type: none"> ・吸引器 ・吸引カテーテル ・使い捨て手袋 ・アルコール綿 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸引器を載せて運ぶ台 ・吸引後に使用する水等を入れる容器等
胃ろう 経鼻経管栄養	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養剤 ・注入用接続チューブ ・シリンジ ・栄養バッグ ・点滴スタンド（※本人の車椅子に装着している場合） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食を注入する場合は、給食 ・聴診器 ・点滴スタンド ・処置台
導尿	<ul style="list-style-type: none"> ・導尿カテーテル ・潤滑剤 ・使い捨て手袋 ・清浄綿 ・尿取パッド（おむつ） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式便器（対象児に応じてベンチや長椅子など） ・導尿に必要な物品を置く台 * 車椅子用トイレのように広いスペースがあるとよい

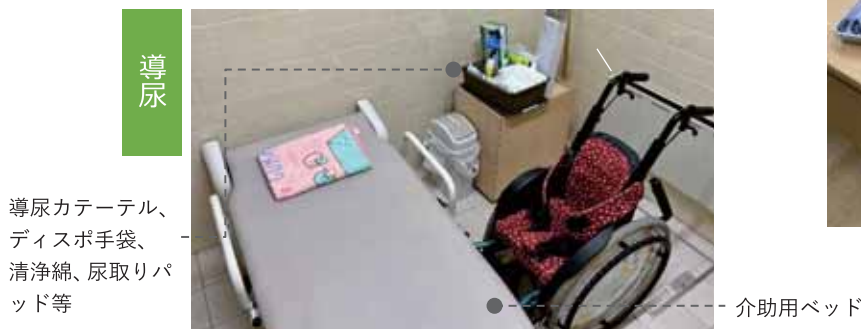
吸引



胃ろう・経鼻経管栄養



導尿



Q10 医療的ケア運営協議会とは、どのようなものですか？

医療的ケア運営協議会の設置、運営等については、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（2019、文部科学省）において以下のように示されています。

総括的な管理体制を構築するに当たっては、教育のみならず医療や福祉などの知見が不可欠であることから、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会（以下「医療的ケア運営協議会」という。）を設置すること。

医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師等から指導や助言を得たり、構成員に加えたりするなど、医学的な視点が十分に踏まえらるよう留意すること。なお、福祉部局など教育委員会以外の部局において類似の協議体がある場合は、その協議体に上記の医療的ケア運営協議会の機能を持たせるなど、効率的な運営に努めること。

医療的ケア運営協議会の運営を通じて、域内の学校における医療的ケア体制をバックアップするため、都道府県等レベルで医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制を構築していくこと。

また、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（2021、文部科学省）において、以下の5点について専門家の知見を得ることが必要であると述べられています。

- (1) 小学校等における医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドライン等の策定
- (2) 看護師等や教職員の研修
- (3) 緊急時の対応指針の策定
- (4) 小学校等におけるヒヤリ・ハット事例の共有
- (5) 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱い 等

なお、医療的ケア運営協議会を設置するに当たっては、既に設置されている同種の会議体を活用することで協議が深められる場合もあることから、各市町村教育委員会において併せて検討する必要があります。

県教育委員会が設置している「青森県立特別支援学校における医療的ケア運営協議会」では、以下の表のとおり15名を委員として委嘱しています。

	医療関係者	学識経験者	教育関係者	行政機関関係者	関係保護者
所属等	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県医師会 ・青森県看護協会 ・病院医師 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授 ・特別支援学校元校長 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア実施校長（県立特別支援学校長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県健康福祉部障害福祉課 ・県健康福祉部医療業務課 ・県教育庁スポーツ健康課 ・県総合学校教育センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県特別支援教育PTA連合会

Q11 医療的ケア指導医は誰に依頼すればよいですか？

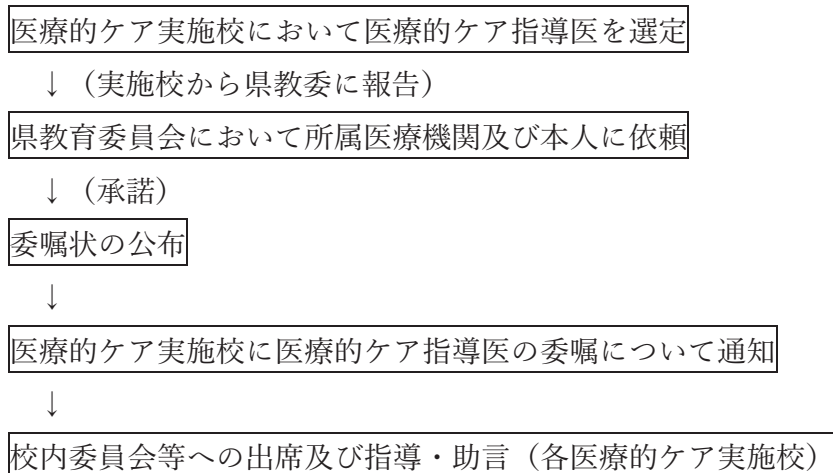
医療的ケア児が在籍する小・中学校において、医師から医療的ケアが安全に実施されているか等の指導・助言等を受けることで、医療的ケア児に関わる看護師等や教職員が安心して対応することができます。

そのため、市町村教育委員会は、地域の医師会などに相談の上、医療的ケア児が在籍する小・中学校において、学校医を医療的ケアや在宅医療に知見のある医師に委嘱したり、学校医とは別に学校における医療的ケアについての指導や助言を行う医師を外部専門家として委嘱したりするなどして、小・中学校が医療的ケアに関する指導・助言を直接医師から受けられる体制を構築する必要があります。

県立特別支援学校では、各医療的ケア実施校において指導医を決定しており、その手続きは県教育委員会が行っています。医療的ケア指導医は、各校の校内委員会等に参加し、校内の医療的ケアの実施や体制について指導・助言を行ったり、必要に応じて教職員への研修を行ったりします。

市町村教育委員会においては、青森県小児在宅支援センターに相談することで医療的ケア指導医に関する情報提供や助言を得ることができます。

【医療的ケア指導医の委嘱手続き例】



○ 小・中学校の体制構築について

Q12 学校では、医療的ケアを実施するための体制整備をどのようにすればよいですか？

小・中学校では、市町村教育委員会等が策定したガイドライン等に基づき、医療的ケアが安全に実施できるようにするため、組織的な実施体制を構築することが大切です。

1 医療的ケア安全委員会の設置

学校は、校長、担任、養護教諭、学校医、医療的ケアに知見のある医師（医療的ケア指導医）、主治医、看護師等で構成される会議体（以下、「医療的ケア安全委員会」という。）を設置するなどして、医療的ケアへの対応方法等を検討する必要があります。

また、学校において新たに医療的ケア児を受け入れる場合は、就学先決定に携わった市町村教育委員会等の担当者が参加し、指導・助言を行うことが有効です。

医療的ケア安全委員会においては、次の内容について検討することが考えられます。

- (1) 医師から看護師等への指示の方法など、医療的ケアの実施に係る計画書等の作成
- (2) 関係者の役割分担や連携の在り方
- (3) 危機管理への対応を含む個別のマニュアルの作成
- (4) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積・分析
- (5) 緊急時の対応方法など

2 関係者の役割分担

医療的ケアを安全に実施するには、関係者の役割分担を整理し、各関係者が相互に連携・協力しながら、それぞれの役割において責任を果たしていくことが重要です。

また、それぞれの役割に基づくチーム体制の構築として、以下の4点が大切です。

- (1) 学校と医療機関等の円滑な連携を図るため、校内及び外部の関係機関との連絡・調整に当たる担当者をあらかじめ決めておくこと
- (2) 看護師等が医療的ケアの実施に重要な役割を果たしていることや、担っている責任、学校側の体制等について保護者の理解を得るよう努めるとともに、医療的ケアに関する保護者の意向等を確認するなど、相互にコミュニケーションを図ること
- (3) 病院と異なり、医師が近くにいない中で、看護師等がより安心して医療的ケアを実施するためには、医師や訪問看護ステーション等の看護師等に相談する機会を設定すること
- (4) 看護師等も医療的ケア児の教育を共に担うチームの一員であることから、看護師等と校長・教諭・養護教諭等との間で情報共有を図るとともに、校長等と面談の機会などを設けること

3 個別の教育支援計画の作成

学校において、医療的ケア児について個別の教育支援計画を作成する際には、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることが必要です。

本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得た上で、医療的ケア児が通常利用している病院の主治医や訪問看護ステーション等の看護師等から情報を得たり、意見を交換したりすることも大切です。

(参考)

関係者の役割分担については、本編 p.2～7、また、医療的ケア安全委員会の設置やヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析、緊急時の対応方法については、本編 p.7～16 を参照してください。

Q13 学校看護師は、どのような役割を担えばよいですか？

学校という教育の場で医療的ケアを実施するには、教職員と看護師等がそれぞれの専門性を発揮し、医療的ケア児の成長・発達を最大限に促すことが求められます。

学校の看護師等の役割は、その専門性を生かして医療的ケア児の豊かな学校生活を支えることとなります。学校看護師の主な役割については、本編「3（2）②学校看護師の役割」（p.3）に整理されていますが、基本的には主治医の指示に基づき、医療的ケア児に必要な医療的ケアを実施します。

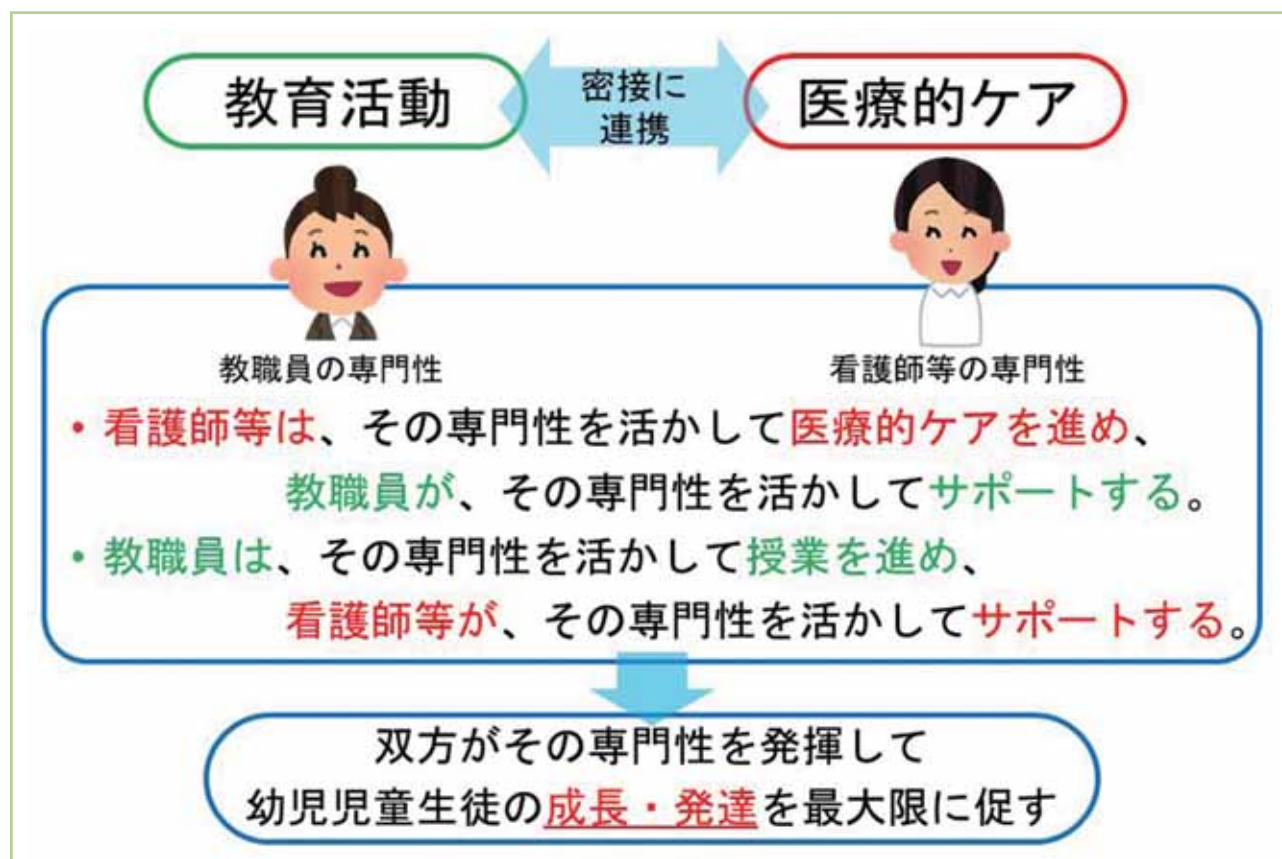
小・中学校においては、市町村教育委員会によって配置された看護師等が医療的ケアを行い、教職員はそれをバックアップ（医療的ケア児の健康状態の見守り、看護師等との情報共有、緊急時の対応など）することとなります。

学校の看護師等は、医療的ケアを実施することが主な役割ですが、それに関係する様々な事項を実施することが求められます。健康観察と個別性を踏まえた医療的ケア、学習の基盤となる心身の健康増進・管理、事故予防対策と緊急時の対応等を多職種協働で取り組むことにより、成長・発達過程にある医療的ケア児が安全で豊かな学習活動を継続できることを目指します。

なお、文部科学省で令和2年度に実施した学校における医療的ケア実施体制構築事業において「学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム」が発行されていますので、参考にしてください。



学校において医療的ケアに対応する看護師等の役割



学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用） p.18 一部改変

Q14 学級担任や養護教諭は、どのような役割を担えばよいですか？

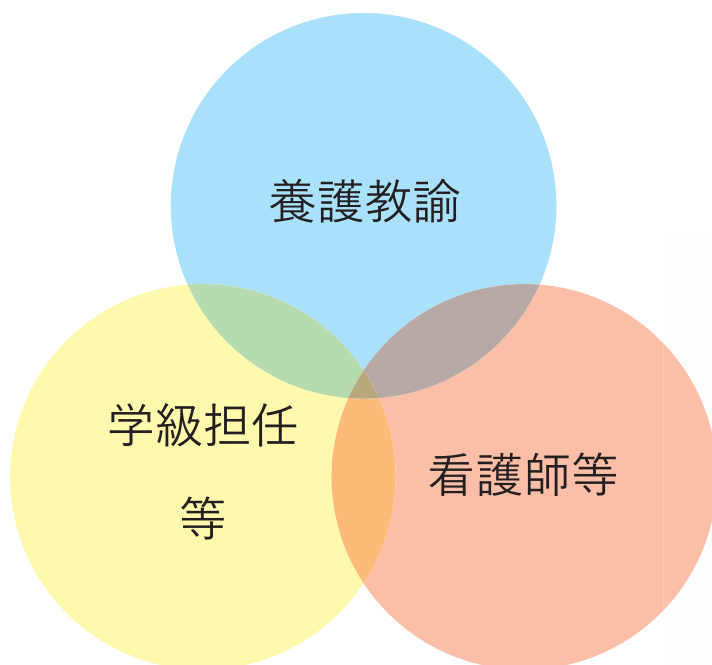
小・中学校において看護師等が医療的ケアを行うに当たって、教職員は、医療的ケアを学校において行う教育的意義や必要な衛生環境などについて理解するとともに、学級担任をはじめ教職員により行われる日常的な医療的ケア児の健康状態の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行い、緊急時にはあらかじめ定められた役割分担に基づき対応することが、特に重要です。

教職員は、看護師等の管理下において、医療的ケア以外の支援、例えば、医療機器の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりすることは可能であり、教職員と看護師等とが連携して医療的ケア児の支援に当たることが重要です。

医療的ケア児と家族にとって安全で安楽な医療的ケアを提供し、望ましい教育環境を保障するためには、看護師・教諭・養護教諭の3つの専門職がそれぞれ自立した独自の役割をもって連携し、お互いの専門性を尊重しながら協議することが必要です。「それぞれの役割の特殊性を生かした職種間連携」を意識したチームアプローチを行うことが大切であり、それぞれが自分の役割をどのように担っていくかを判断することが必要になります。

しかし、雇用状況や勤務体制の理由から、複数の専門職が時間を割いて集まることが難しかったり、それぞれの専門性の相違から、医療的ケア児を見る観点到違いが生じたりすることも考えられますので、コミュニケーションを図ることが大切です。



県立特別支援学校では、保健室と職員室の両方に学校看護師の席を設けたり、学校看護師と養護教諭が医療的ケア児の健康状態等について情報共有するための「情報交換ノート」を活用したりするなどして、日常的に学校看護師と情報共有する体制を工夫しています。









【資料編】 IV 参考資料及び問合せ先一覧

学校における医療的ケア



○基本的な考え方

・学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日 文部科学省初等中等教育局長通知）	
・小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～	

○医療的ケア看護職員等への研修

・学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）	
・学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）	
・学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム	
・地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット	
・教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究	
・指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料	

○医療的ケア児の受入体制に関する調査研究

・学校における医療的ケア実施体制充実事業（令和3年度～）	
・学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集	

○新型コロナウイルス感染症対策

・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）令和2年12月9日



・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に対する手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について（令和2年4月16日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）



・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて（令和2年3月6日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）



青森県における医療的ケア児支援について

○青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

電話：017-734-9882 FAX：017-734-8270

・医療的ケア児の教育に関すること



○青森県健康福祉部障害福祉課社会参加推進グループ

電話：017-734-9309 FAX：017-734-8092

- ・医療的ケア児に関する研修情報
- ・青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーについて
- ・青森県医療的ケア児在宅移行支援マニュアル（令和4年3月）
- ・医療的ケア児支援ハンドブック（令和2年2月）
- ・災害時個別計画について
- ・きょうだい支援について
- ・医療的ケア児の受入可能な事業所等（令和4年9月1日現在）



○青森県小児在宅支援センター

電話：017-752-9678（月～金 9：30～16：30）

・相談・支援、人材育成、調査・分析と情報発信に関すること



○公益社団法人 青森県看護協会

電話：017-723-2857 FAX：017-735-3836

・医療的ケアに関する研修等



青森県ナースセンター

電話：017-723-4580

・看護師等の求人・求職に関すること

